

## 愛知県最低賃金は、令和元年10月1日から**時間額926円**に改正されました。 (898円から28円アップ)

県内の事業所で働くすべての労働者（常用、臨時、派遣、パートアルバイト等）に適用されます。使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額926円と比較します。

問合せ先：刈谷労働基準監督署 〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎3階  
TEL：0566-21-4885

## 10月の会と催し

2日(水)	刈谷女性経営研究会講演会 日本人が知らない中国の生活事情と女性の働き方	10日(木)	かりや商人大学講座 正しい薬の飲み方・使い方 禁煙のススメ ～かかりつけ薬局・禁煙支援薬剤師の効果的活用～
4日(金)	刈谷モノづくり大学講習 ～企業にパワハラ防止を義務化へ、違反なら社名公表も～ 職場のハラスメント対策セミナー	11日(金)	刈谷モノづくり大学大学院MBA講演会 『ニッポンものづくりの底力』 ～町工場から世界に発信！取引先を200倍超に増やせた理由～
5日(土)	かりや商人大学講座 「相続税、生前贈与の完全対策講座」 ～相続の落とし穴にはまらないために～	16日(水)	日本政策金融公庫移動相談
6日(日)	お出かけ婚活	17日(木)	I T活用力セミナー 視覚効果を活用するプレゼンテーション技法
8日(火)	かりや商人大学講座 「ハロウィンアレンジメント」作成講座	21日(月)	刈谷モノづくり大学講習 地震に備えた「防災・減災対策」講座
	愛知県信用保証協会金融相談	24日(木)	臨時議員総会
9日(水)	労務個別相談	25日(金)	定期健康診断

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索